



## 和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

福岡市 ■■■■

1. 乙は甲に対し、敷金 100,000円 の返還債務を負担していることを承認する。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成22年10月29日限り、下記口座に振り込んで支払う。  
振込手数料は、乙の負担とする。

振込先 新生銀行 本店  
普通預金 ■■■■  
口座名義人 ■■■■

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。
4. 和解費用は、各自の負担とする。
5. 甲は、本和解の内容等、乙との本敷金返還の紛争に関わる一切について第三者に口外しない。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するため本書2通を作成し、署名捺印（記名捺印）のうえ各自その1通を保管するものとする。

平成22年 9 月 27 日

甲 福岡県 ■■■■  
■■■■  
京都府京田辺市山手南2丁目1-4  
ハチセンビル3号館303号  
甲代理人 司法書士 長谷川 聡  
(認定番号 第213094号)



乙 福岡市 ■■■■  
■■■■  
代表社員 東京都 ■■■■  
■■■■  
一般 ■■■■  
職務執行者 ■■■■

